

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、「ヘルシアブレイスをすべての人々へ!」を企業理念として掲げており、持続的な企業価値の最大化と社会への貢献を実現し、全てのステークホルダーと健全で継続的な信頼関係を構築することが重要であると認識しております。このような認識のもと、当社では監査等委員会を設置し、経営の意思決定と業務執行の監督における透明性を確保するよう努めております。今後も適切な情報開示と透明性の高い経営の意思決定及び業務執行の監督を徹底することにより、有効なコーポレート・ガバナンスの維持・強化に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

- *1 2021年6月11日施行の改訂後コーポレートガバナンス・コードに基づき記載しております。
- *2 プライム市場向けの内容を含めた改訂後コーポレートガバナンス・コードに基づき記載しております。

【補充原則1 - 2 - 4】

当社は、議決権の電子行使を可能にするための環境作りや招集通知の英訳については現在実施しておりません。議決権行使プラットフォームの利用については、2022年3月期の株主総会までに導入する予定で検討しております。また、招集通知の英訳については、海外投資家の比率を踏まえ、一定の割合になった段階で検討を行う予定です。

【補充原則2 - 4 - 1】

当社では、企業経営における人材の多様性の確保の重要性を認識し、女性・外国人の登用を積極的に推進しております。現状においては既存管理職のポスト数が限られていること、女性登用に関してはスタッフの年齢が全体的に若いこと等から、登用の目標については設定しておりませんが、今後も女性・外国人が活躍できる職場環境の整備に努めてまいります。

尚、現在の女性、外国人の管理職登用実績は以下のとおりです。(2021年9月末現在)

女性管理職数 3人 女性管理職比率 10%
外国人管理職数 1人 外国人管理職比率 3%

一方、中途採用者においては、管理職としての採用を必要に応じて行っていることから、登用にあたり特段の差が生じているとは認識していないため、管理職の登用の目標設定・開示は行う予定はございません。

【補充原則3 - 1 - 2】

当社は現在、株主構成を踏まえ、英語での情報の開示・提供を行っておりませんが、今後の機関投資家や海外投資家の構成比の上昇を見据えて、2022年3月期決算発表時に英語での情報開示・提供の実施を検討しております。

【補充原則3 - 1 - 3】

当社は、「ヘルシアブレイスをすべての人々へ」という経営理念に則り、事業を通じて社会の課題解決に取り組み、持続可能な社会の実現に貢献することを目指しております。

しかしながら、気候変動に係るリスク及び収益機会が自社の事業活動や収益等に与える影響についての必要なデータの収集と分析、及びTCFD等の枠組みに基づく開示については、今後の検討課題と認識しており、2022年3月期の有価証券報告書提出時までは、取組みの進捗状況について開示する予定で準備を進めています。

【補充原則4 - 8 - 2】

当社は、筆頭独立社外取締役等の役職は設けておりませんが、社外取締役と経営陣との定期的なミーティングを実施する等相互に補完・協力して職務を遂行できる環境を整えております。

【原則4 - 9】

当社では、社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針を特段定めておりませんが、選任にあたっては、経歴や当社との関係性を踏まえ、当社経営陣から独立した立場で社外取締役としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。

【補充原則4 - 11 - 1】

取締役候補・監査等委員候補は、性別や年齢、国籍の区別なく、それぞれの人格や見識等を十分に考慮した上で、その職務を全うし、中長期的な企業価値向上に貢献できる者を選定します。また、経営戦略に照らして当社の取締役が備えるべき知識・経験・能力の内容(いわゆるスキルマトリックス)については、2022年3月期の株主総会までに開示予定です。

【補充原則4 - 11 - 3】

当社は、取締役による議論と審議を経て経営の重要な意思決定を行うことで、取締役会の機能向上に努めており、実効性は十分に確保されているものと考えております。

しかしながら、取締役会全体の実効性の分析・評価及びその開示については現在実施していないため、2022年3月期の開示を目途に、今後検討してまいります。

【原則5 - 2】

当社は、1年間の事業計画及び先行3年間の中期経営計画を策定しておりますが、自社の資本コストを的確に把握した上での収益力、資本効率等に関する目標数値の設定・提示は行っておりません。今後、資本コストを的確に把握した目標数値の設定や経営資源の配分等の具体的な施策についてプライム市場移行後当該年度中に、その仕組み作りも含め検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4】

当社は基本方針として、純投資目的以外で投資株式(政策保有株式)は保有しない方針ですが、取引先との良好な信頼関係を構築することで、事業基盤や取引関係を強化し、当社の持続的な企業価値の向上に資すると判断した場合のみ、当該株式を保有する方針としています。また、保有株式の継続的な合理性については、取締役会等において、取引額、将来的なビジネスの可能性等を勘案した上で総合的に検証し、当該検証を踏まえ、保有の合理性が低い株式については、市場環境等を考慮しつつ、売却を行うことを基本方針としております。具体的な保有株式の検証内容については、有価証券報告書に記載しております。

【原則1 - 7】

当社グループは、原則として、関連当事者取引を行わない方針であります。業務遂行上必要がある場合には、取引の合理性、取引条件の妥当性等について、取締役会で、客観的かつ公正に判断して意思決定を行い、取引を行う方針としております。また、関連当事者取引の状況を把握するために、定期的に状況調査を行い、関連当事者について管理出来る体制を構築しております。

【原則2 - 6】

当社は確定拠出年金制度を採用しており、企業年金基金制度は採用していないため、本原則の適用はありません。

【原則3 - 1】

() 当社グループは、「ヘルシアプライスをすべての人々へ！」を企業理念として掲げており、フィットネス習慣を通じた健康寿命の増大を経営の根幹と考え、社会や人々と積極的につながることを目指して事業活動を展開しています。具体的な経営戦略につきましては、四半期末の決算発表や決算説明等で適時説明をしております。

() コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方につきましては、本報告書「 - 1 基本的な考え方」に記載しております。

() 役員報酬等の額の算出の決定に関しましては、株主総会決議により取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額の総枠を決定した上で、指名報酬委員会の答申を受けて取締役会決議により、役員報酬規程並びに業績連動報酬規程を制定し、役割と役位に応じた報酬額を定める方針とします。取締役会決議においては、指名報酬委員会の答申を最大限尊重し、取締役の報酬を決定することとしております。

監査等委員である取締役の報酬は、独立性の確保から業績との連動は行わず、固定の基本報酬としており、役員報酬規程にて定めております。非常勤取締役の報酬等は、就任時に個別に取締役会にて決定しております。

() 取締役候補・監査等委員候補は、性別や年齢、国籍の区別なく、それぞれの人格や見識等を十分に考慮した上で、その職務を全うし、中長期的な企業価値向上に貢献できる者を選定します。

() 取締役の個々の選任理由については、招集通知において開示しております。取締役の個々の解任理由については、適宜開示いたします。

【補充原則4 - 1 - 1】

当社では、取締役会規則、組織規程に従って、取締役会から経営陣に委任する事項を明確化しております。それ以外の業務執行の決定については、職務権限規程等の社内規則に基づき経営陣に委任しており、意思決定の迅速化・効率化を図っております。

【補充原則4 - 10 - 1】

指名報酬委員会は取締役会の決議によって選定された5名以上の取締役で構成され、社外取締役を委員長とし、監査等委員である取締役を含む社外取締役を過半数と定めております。取締役の指名・報酬に関する手続きの公正性・透明性・客観性を確保し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることを目的にしております。

【補充原則4 - 11 - 2】

他社役員との兼職は、当社の職務執行に影響を及ぼさない範囲で行います。尚、重要な兼職の状況は毎年開示するものとします。

【補充原則4 - 14 - 2】

当社は、取締役・監査等委員を選任する際、経験・見識等を考慮しその役割・責務を果たし得る者を選任しており、その役割・責務を果たすための特段のトレーニングは行っていませんが、必要に応じてセミナーや社外研修等の機会を提供しております。また、必要に応じて当社グループの事業活動に関する事項に関する勉強会の開催を行っております。

【原則5 - 1】

() 株主との対話全般を統括する取締役の指定

当社では、IR業務及び株主との対話受付は経営企画室が担当しておりますが、株主との建設的な対話を実現するよう代表取締役社長がIR体制を整備し、当社の経営戦略や経営計画に対する理解を得るため、個別面談のほか、決算説明会、個人投資家向け説明会、証券会社等主催のIRイベントへの参加等、機関投資家からの取材にも積極的に対応しております。

() 対話を補助する社内連携体制

経営企画室が中心となって、総合経理部などのIR活動に関連する部署と日常的な連携を図っております。

() 個別面談以外の対話の手段

経営企画室にて、投資家からの電話取材やスモールミーティング、1on1ミーティングのIR取材を積極的に受け付けるとともに、決算説明会を半期に1回開催し、主に代表取締役社長が説明を行っております。

() 株主の意見・懸念の経営へのフィードバック

IR活動のフィードバックは、経営陣が出席する会議において行い、適切に取締役や監査等委員との情報共有を図っております。

() インサイダー情報の管理

インサイダー情報の管理につきましては、四半期決算日から発表日までをサイレント期間として、投資家との対話を制限するとともに、社内の情報管理の徹底を図っております。また、社内的な教育や注意喚起を行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社オーク	7,608,900	40.67
大熊 章	1,991,300	10.64
RM Japan, LLC	1,443,000	7.71
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,255,340	6.71
特定有価証券信託受託者 野村信託銀行株式会社 (信託口2052248)	702,000	3.75
特定有価証券信託受託者 野村信託銀行株式会社 (信託口2052249)	702,000	3.75
野村證券株式会社	567,700	3.03
土屋 敦之	553,200	2.95
高嶋 淳	426,480	2.28
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE HCR00	401,200	2.14

支配株主(親会社を除く)の有無	大熊 章
親会社の有無	なし

補足説明

- (1)「大株主の状況」は2021年11月30日時点の株主名簿の状況であります。
- (2)株式会社オークは当社取締役会長大熊章及び大熊章の近親者であります大熊章太、大熊絢子の3名で議決権の全てを所有する資産管理会社であります。
- (3)大熊章は、株式会社オークの保有株式数を含めると当社の議決権の過半数を保有することとなるため、支配株主として記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分更新	東京 第一部
決算期	3月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、支配株主との取引を行う場合には、当社及び少数株主に不利益とならないよう、法令・規則を遵守し、かつ、取引条件が第三者との通常取引と著しく相違しないこと等に留意し、取引内容及び取引の妥当性等について取締役会において十分に審議した上で意思決定を行うこととしております。

さらに、必要に応じ、弁護士、会計監査人等外部専門家の意見を求めることで、取引の公正性の確保を図り、少数株主の権利を保護するよう努めております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	5名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
宮本 明男	公認会計士												
松村 はるみ	他の会社の出身者												
中島 彰彦	弁護士												
田邊 るみ子	公認会計士												
井村 牧	他の会社の出身者												

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
宮本 明男			当社は、宮本明男氏が所属していたPwC税理士法人と顧問契約を締結しています。	宮本明男氏は、公認会計士並びに税理士としての長年の業務経験における専門的な知識と経験に基づき、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断したためです。また、PwC税理士法人との顧問契約に基づく取引を通じて、宮本氏は直接当社に関与したことはなく、退任からも相応の時間が経過しています。相互に依存関係にはなく、一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから、独立性のある「独立役員」と位置付けております。
松村 はるみ				松村はるみ氏は、企業経営者としての豊富な知識と経験を有し、中立的な立場から当社経営全般に対しての助言・提言並びにダイバーシティの観点からの助言・提言等を行うことが期待されたため、社外取締役として招聘しました。当社と同氏の間には人的関係、資本的關係又は重要な取引関係その他の利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから、独立性のある「独立役員」と位置付けております。
中島 彰彦				中島彰彦氏は、弁護士としての法律に関する高度な知見を有し、中立的な立場から当社経営全般に対して助言・提言等を行うことが期待されたため、社外取締役として招聘しました。当社と中島氏の間には人的関係、資本的關係又は重要な取引関係その他の利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから、独立性のある「独立役員」と位置付けております。
田邊 るみ子				田邊るみ子氏は、公認会計士としての財務会計に関する知見を有し、中立的な立場から当社経営全般に対して助言・提言等を行うことが期待されたため、社外取締役として招聘しました。当社と田邊氏の間には人的関係、資本的關係又は重要な取引関係その他の利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから、独立性のある「独立役員」と位置付けております。
井村 牧				井村牧氏は、コーポレート・コミュニケーションにおける豊富な知識と経営者並びに監査等委員としての豊富な経験を有し、中立的な立場から当社経営全般に対して助言・提言等をすることが期待されたため、社外取締役として招聘しました。当社と井村氏の間には人的関係、資本的關係又は重要な取引関係その他の利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから、独立性のある「独立役員」と位置付けております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	1	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、その職務を補助すべき使用人を置くこととしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査室及び監査等委員会は、会計監査人から監査方針及び監査計画を聴取し、随時監査に関する結果の報告並びに説明を受ける等、会計監査人との相互連携を図っております。また、内部監査室、監査等委員会及び会計監査人は、定期的に会合を実施することで情報交換及び相互の意思疎通を図っております。

内部監査、監査等委員会監査及び会計監査にあたっては、内部統制部門と定期的な会合を設け、必要な情報を聴取し、報告を受けることで適切な監査を実施しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	5	2	2	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	5	2	2	3	0	0	社外取締役

補足説明

当社は、2021年3月11日開催の取締役会において、任意の諮問機関として指名報酬委員会を設置することを決議し、2021年4月より活動を開始しております。

指名報酬委員会は取締役会の決議によって選定された5名以上の取締役で構成され、社外取締役を委員長とし、監査等委員である取締役を含む社外取締役を過半数とすることと定めております。

取締役の指名・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を確保し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることを目的としております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社では、東京証券取引所の定める独立役員の独立性に関する判断基準を参考にしながら、独立役員の要件を充足する社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、その他
---------------------------	-----------------

該当項目に関する補足説明

「業績連動報酬制度の導入」
当社の取締役に対し、当社の業績及び企業価値向上への意欲を高めることを目的に業績連動報酬制度を導入しております。

「その他」
(譲渡制限付株式報酬制度の導入)
当社は、役員報酬制度の見直しを行い、2021年6月24日開催の定時株主総会において、取締役を対象に譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。本制度は、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とし、また、当社の監査等委員である取締役についても、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、その他
-----------------	-----------------

該当項目に関する補足説明

ストックオプションについては、過去に社内取締役、社外取締役及び社外協力者に付与しておりますが、現在の報酬制度にストックオプションは導入しておりません。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。
取締役の報酬等は、それぞれ役員区分ごとの総額で開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬等の額の算定方法の決定に関しましては、株主総会決議により取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額及び監査等委員である取締役の報酬額の総枠を決定した上で、指名報酬委員会の答申を受けて取締役会決議により、役員報酬規程並びに業績連動報酬規程を制定し、役割と役位に応じた報酬額を定める方針としております。
取締役会決議においては、指名報酬委員会の答申を最大限尊重し、取締役の報酬を決定することとしております。

【社外取締役のサポート体制】

非常勤社外取締役が、中立的な立場から監督及び監査を行える体制を構築し、経営監視機能の強化に努めるため、以下の環境整備体制を整えています。

1. 取締役会開催に際しての事前資料配布や説明など社外取締役に対する情報伝達については、管理本部法務室が担当し、社外取締役が十分検討する時間を確保しております。
2. 取締役会において、業務執行取締役が資料に基づき詳細に説明するとともに、活発な議論及び意見交換を行っております。
3. 監査等委員会で、常勤監査等委員が資料に基づき詳細に説明するとともに、情報及び意見交換を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 取締役会

取締役会は、取締役9名(うち、社外取締役5名)で構成され、法令で定められた事項や当社の経営・事業運営に関する重要事項等の意思決定及び取締役の職務執行の監督を行っております。取締役会は、迅速な意思決定ができるよう、月1回開催する定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

2. 監査等委員会

監査等委員会は、監査等委員4名(うち、社外取締役3名)で構成され、原則、毎月1回開催しております。監査等委員は取締役会への出席の他、監査計画に基づき重要書類の閲覧、各部門に対する往査等により取締役の職務執行の監査を行っております。

3. 指名報酬委員会

当社は、2021年3月11日開催の取締役会において、任意の諮問機関として指名報酬委員会を設置することを決議し、2021年4月より活動を開始しております。指名報酬委員会は取締役会の決議によって選定された5名以上の取締役で構成され、社外取締役を委員長とし、監査等委員である取締役を含む社外取締役を過半数とすることと定めております。

取締役の指名・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を確保し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることを目的としております。

4. 内部監査

内部監査業務は内部監査室(3名)が担当し、内部監査計画に基づき当社及び子会社の業務全般の監査を実施し、業務運営の適正性を確保しております。

5. 会計監査人

当社は、PwCあらた有限責任監査法人との間で監査契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、透明性の確保・向上、経営環境の変化に対する迅速な対応を図るため、業務執行に対して、取締役会による監督と監査等委員による監査による二重チェックを行っております。また、社外取締役(5名)は、客観的、中立的な立場からの助言・提言等を行い、監視・監査体制の強化を図っております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主の議案検討時間を十分に確保するため、出来るだけ早期の招集通知発送を目指しており、また当社ホームページに招集通知を掲載しております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会開催日につきましては、他社の株主総会が集中する日を可能な限り避け、多くの株主にとって出席しやすいと思われる日を設定するよう留意しております。
電磁的方法による議決権の行使	今後の検討課題と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後の検討課題と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後の検討課題と考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	2020年3月に制定しており、当社ホームページに公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	上場後、初めての通期決算の際には、アナリスト・機関投資家及び個人投資家向けの決算説明会を実施しており、今後も定期的な開催を予定しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	上場後、初めての通期決算の際にはアナリスト・機関投資家及び個人投資家向けの決算説明会を実施しており、今後も定期的な開催を予定しております。加えて、機関投資家への個別取材にも対応しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後の投資家層の状況に応じ、開催を検討していくべき事項と考えております。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内にIRサイトを開設し、決算情報、適時開示情報、IRニュース等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室がIRを担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、当社グループの株主、投資家、及びその他の利害関係者のすべてに対して適時・適切な会社情報を提供し、当社グループに対する理解を深めること、社会的信頼を向上させること、及び適正な評価に資することを目的として、「グループ適時開示規程」を規程しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	「ヘルシアブレイスをすべての人々へ！」という当社の企業理念の実現に向けて、 1. スペシャルオリンピックス日本への協賛 2. がんの子どもを守る会への協賛 等の活動を行っております。 また、2021年5月にESG推進室を新設し、ESGへの取り組みを強化してまいります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、当社グループの株主、投資家、及びその他の利害関係者のすべてに対して適時・適切に会社情報を提供することを基本方針としております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、各種社内規程を整備し役職員の責任を明確にしております。役員や管理職自らが率先して社内規程を遵守することはもとより、その他の従業員に対して、社内規程に基づく業務遂行の周知徹底をしております。また、取締役会にて「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」を定める決議を行い、当該基本方針に基づいた運営を行っております。

a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会規則に従って取締役会を開催し、法令及び定款に定められた事項並びに経営の基本方針等重要な業務に関する事項の決議を行っております。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従って取締役の職務執行に係る情報を文書に記録し保存しております。人事部及び法務室は、取締役の職務の執行に係る情報を適切に記録し、法令の保存期間に準じて定められた期間、厳正に保存・管理しております。また、取締役及び監査等委員は文書を常時閲覧できるものとしております。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役及び使用人は職務権限規程に従って権限の範囲内で職務を執行し、各職務に内包する各リスクについて管理しております。管理本部は内部牽制機能を担う部門として、各部室のリスクを監視し、リスクが高まったと判断した場合は、速やかに取締役及び監査等委員にその内容を報告し対策を講じております。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会において、各取締役の業務分担を定め、責任と権限の所在を明確にするとともに、職務権限規程に従って効率的な職務の執行を図っております。また、取締役会において、事業計画の達成状況を把握すべく月次決算との対比において進捗状況を管理し、業務の効率性の分析・評価を行い、事業活動の目標の達成を図っております。

e. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

使用人においては、社内規程で定められた範囲において、忠実に職務を執行しております。職務執行に関する権限及び責任については、職務分掌規程、職務権限規程、その他の社内規程等において明文化し、適時適切に業務を執行しております。

f. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

取締役会において、グループ全体における業務の健全性・遵法性・透明性を確保するための意思決定を行うことにより、業務の適正確保を図っております。

g. 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、その職務を補助すべき使用人を置くこととしております。補助使用人は兼務を可とするが、当該職務を遂行する場合には取締役及びその他の使用人からの指揮命令を受けないものとしております。

h. 監査等委員のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人は、補助使用人の業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力することとしております。

i. 取締役及び使用人が当社の監査等委員に報告するための体制

監査等委員は取締役会をはじめとする重要な会議に出席し、取締役及び使用人に対し、業務執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができます。取締役及び使用人は、法令及び定款に反することが発生した場合の他、当社業務並びに業績等に重大な影響を及ぼす恐れのある事実を確認した場合は、速やかに監査等委員に報告しております。

j. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員は、取締役又は使用人から得た情報について、第三者に対する報告義務は負いません。また、報告をした使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関しては、その理由の開示を求めることができることとしております。

k. 監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に係る事項

監査等委員がその職務の執行について生じる費用の前払い、又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査等委員の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じることとしております。

l. その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は、内部監査室と緊密な関係を保つとともに、必要に応じて内部監査室に調査を求めることができることとしております。監査等委員は、監査の実施に当たり必要と認めるときは、会社の顧問弁護士とは別の弁護士その他の外部専門家を自らの判断で起用することができることとしております。

m. 反社会的勢力による被害を防止するための体制

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力を断固として拒絶し、会社をあげて毅然とした対応をとります。また、法務室を法務関連リスクの対応部署として定め、平素から顧問弁護士と連携できる体制を整えております。万一、反社会的勢力からの理不尽な要求などの事態が発生した場合は、早い段階で所轄警察署等に相談し、適切な指導を受けながら対応することとしております。

n. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、監査法人や税理士等からのレビューを受けつつ、必要な是正措置を講じております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

a. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、「グループ反社会的勢力関係遮断規程」において、「反社会的勢力の排除に対する基本方針」を定め、当社グループの役員及び従業員は、取引相手方が反社会的勢力であることを知りながら、当該相手方との間で商談・取引を行ってはならず、また、当該相手方への資金提供や、その他便宜の供与を行ってはならない旨、宣言しております。

b. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(a) 社内規程の整備状況

当社グループでは、「グループ反社会的勢力関係遮断規程」及び「反社チェックマニュアル」を定め、全役職員が本規程を遵守し、反社会的勢力の排除に取り組んでおります。

(b) 対応統括部署及び不当要求防止責任者

反社会的勢力対応部署(統括責任部署)を総務部とし、対応責任者(統括責任者)を総務部長としております。

反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、不当要求を受けた担当者又は担当部門にその対応を任せず、その旨の報告を受けた統括責任者が、直ちに代表取締役社長及び監査等委員に報告するものとし、統括責任者が、代表取締役社長の指示の下で、反社会的勢力と接触する可能性のある担当者の安全を確保するために必要な処置をとり、外部専門機関と連携する等、必要な支援を行うものとしております。

(c) 反社会的勢力排除の対応方法

(イ) 役職員・新規取引先・株主について

当社グループは、全ての役員登用時、従業員の入社時、新規顧客との取引時、株主に対して反社会的勢力排除に向けた調査を行っており、当社グループの特別利害関係者、株主及び取引先等は反社会的勢力との関係はありません。

(ロ) 既存取引先等について

通常必要と思われる注意を払うとともに、一定の範囲を対象として、年1回調査・確認を実施することとしております。

(ハ) 役職員や既存取引先等が反社会的勢力であると判明した場合

速やかに委任・雇用関係や取引関係等を解消する体制をとっております。

(d) 外部の専門家との連携状況

統括責任者が、自ら得た又は報告を受けた反社会的勢力に関する情報について、必要がある場合には、速やかに警視庁管内特殊暴力防止対策連合会の外部専門機関へ相談し、適切な対応に努めるものとしております。

(e) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

統括責任部署は、外部機関との信頼関係構築に努め、講習会等には積極的に参加し、情報収集に努めることとしております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

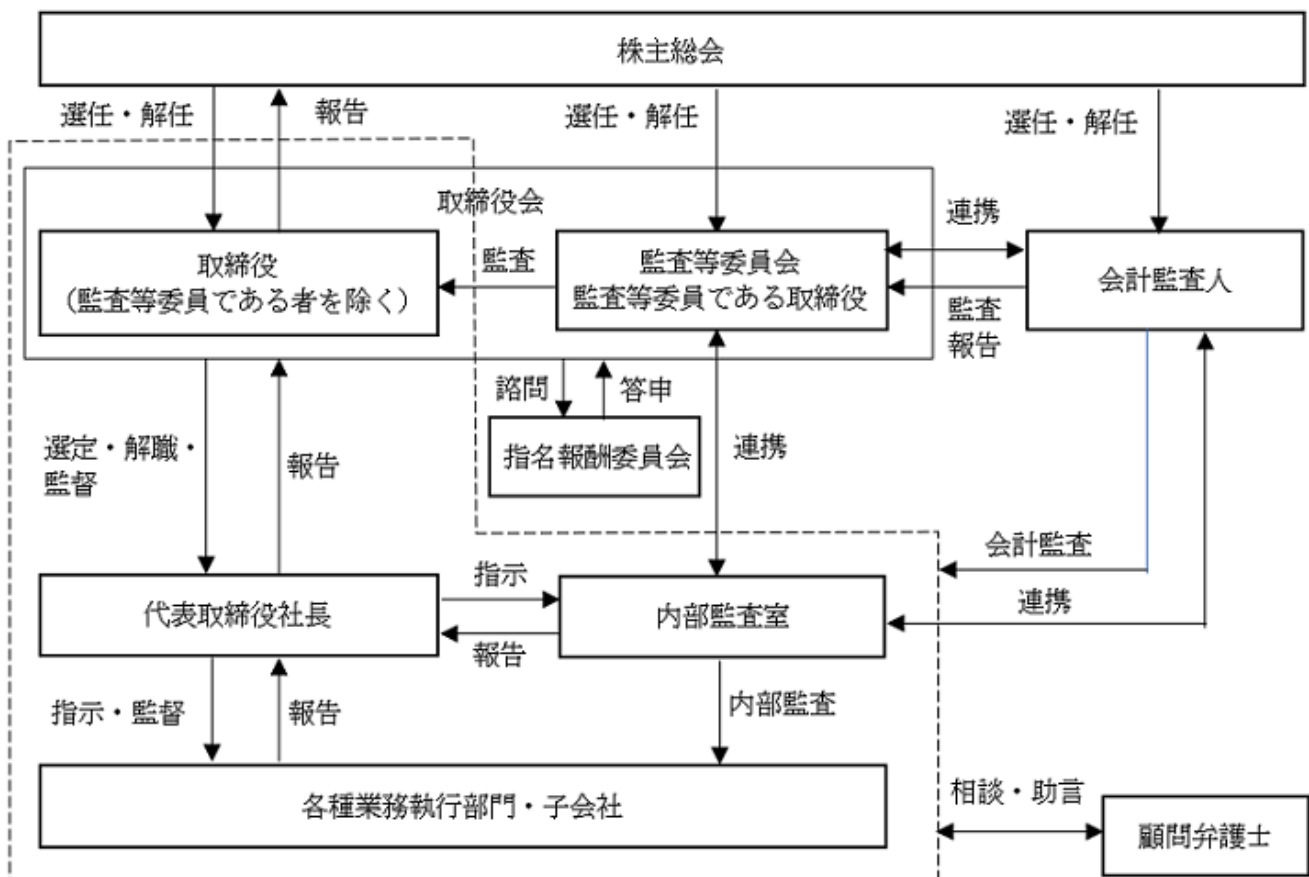
なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示体制に関するフローの模式図を参考資料として添付しております。

【コーポレートガバナンス体制図】



【適時開示体制の概要（模式図）】

